次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十二条に規定する保証金及び文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）第四条第一項に規定する保証金	［略］　［略］
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の三第五項に規定する保証金	総務省　総合通信基盤局の歳入歳出外現金出納官吏
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十五条第一項（同法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定により保管する現金	［略］　［略］
［略］	［略］　［略］

改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［同上］	［同上］　［同上］
［同上］	［同上］　［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］　［同上］
［同上］	［同上］　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○農林水産省告示第五百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン